

本契約により締結した一般放送サービスは、初期契約解除制度の対象です。

1. 本書面をお客さまが受領した日、もしくは工事完了日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことが出来ます。この効力は書面を発した時に生じます。
2. この場合、お客さまは、①損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた一般放送サービスの料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、当該契約に係るサービス提供約款に記載された金額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客さまに返還いたします。
3. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
4. 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただく宛先】  
 〒763-0066 香川県丸亀市天満町1-12-18  
 中讃ケーブルビジョン株式会社  
 電話0120-088-788 携帯・PHS(有料)からは 0877-24-6110  
 (受付時間:平日 9:00~17:00(左記以外は電話代行会社受付)  
 ウェブページ: <http://www.cvc.co.jp/contact>

<書面による解除の記載例>

□	7630066	香川県丸亀市天満町一丁目12-18
・ご住所	中讃ケーブルビジョン株式会社行	
・ご契約者名		
・お電話番号		

契約書面受領日 令和〇年〇月〇日
①契約者番号 〇〇〇
②〇〇サービス
③サービス利用基本料
上記契約を解除します。